

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 3 月 17 日

(契約責任者) 中日本高速道路株式会社 東京支社長 奥脇 郁夫

### 1 工事概要

- (1) 工事名 首都圏中央連絡自動車道 相模原 IC 舗装工事  
(電子入札 (郵送入札) 対象案件)
- (2) 工事場所 自) 神奈川県 厚木市 中依知  
至) 東京都 八王子市 南浅川町
- (3) 工事内容 本工事は、相模原 IC 部の舗装約 27,200 m<sup>2</sup>の延長約 4,260m (ランプ総延長)の舗装工事である。
- (4) 工事概算数量 延長 約 4,260m  
○連絡等施設  
橋梁部 約 2,560m  
土工部 約 1,700m  
○幅員  
土工部 7.00m×1  
橋梁部 6.00m×1  
舗装面積 約 27.2 千m<sup>2</sup>  
遮音壁  
H = 3 m 0.1 k m  
H = 2 m 1.2 k m  
H = 2 ~ 2 + 5 m (橋梁部) 0.1 k m  
標識柱 案内・警戒標識 100 基  
標識板 370 m<sup>2</sup>
- (5) 工期 契約締結日の翌日から 450 日間
- (6) 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (7) 本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルを適用する。なお、例外的に電子入札によりがたいものは、電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行うことで郵送による紙入札方式によることができる。
- (8) 本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 (簡易型) の適用工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の適用工事である。
- (10) 本工事は、契約の締結は、電子契約によることができる。(詳細は入札 (見積) 者に対する指示書を参照)

### 2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第 25 号) 第 11 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格要件
- ① 単体の場合  
開札時に「平成 25・26 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「舗装

工事」の「等級 A」に格付けされている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。

②特定建設工事共同企業体を構成する場合

開札時に「平成 25・26 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち「舗装工事」の「等級 A」に格付けされている 2 者又は「等級 A」と「等級 B」に格付けされている 2 者で構成された特定建設工事共同企業体（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（2 (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 10 年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社により発注し、しゅん功（完了）認定された工事（旧日本道路公団（以下「旧 JH」という。）が発注し、平成 13 年度以降にしゅん功（完了）認定された工事を含む。）である場合にあっては、請負工事成績評定要領第 3 条第 2 項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。）

①単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者

(ア) 同種工事（下記（a）を必要とする。）

(a) 設計舗装面積 2 万㎡以上ある 2 車線以上の道路（国道（高速自動車国道を含む）又は自動車専用道路）の新設のアスファルト舗装工事

②特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

(ア) 同種工事（下記（a）を必要とする。）

(a) 設計舗装面積 1 万㎡以上ある 2 車線以上の道路（国道（高速自動車国道を含む）又は自動車専用道路）の新設のアスファルト舗装工事

(5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とし、平成 27 年 3 月に予定している部分引渡し以降は、配置予定技術者を変更可能とする。

工事経験が中日本高速道路株式会社により発注し、しゅん功（完了）認定された工事（旧 JH が発注し、しゅん功（完了）認定された工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。

①現場代理人及び主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③主任技術者又は監理技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

④配置予定技術者の工事経験

現場代理人又は主任（監理）技術者のうち 1 名以上が、元請けとしてしゅん功（完了）認定された下記の同種工事の経験を有すること。（特定建設工事共同企業体及び經常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び經常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

（ア）同種工事（下記（a）を必要とする。）

（a）設計舗装面積 1 万㎡以上ある 2 車線以上の道路（国道（高速自動車国道を含む）又は自動車専用道路）の新設のアスファルト舗装工事

- (6) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域 2」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
- (7) 特定建設工事共同企業体を構成する場合には、次に掲げる事項を満たしていること。
- ①各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。
  - ②各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有すること。
  - ③各構成員の出資比率は、2 者で構成される場合は 30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
  - ④中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
- (8) NEXCO3 社での過去 2 年間（平成 23 年度・平成 24 年度）における当該工種の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。なお、NEXCO3 社の実績がない場合は 65 点とする。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 1 に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び配置予定技術者の経験などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

ア) 企業の評価について

| 評価項目  | 評価指標  |
|---|---|
| ①工事成績<br>NEXCO3 会社が発注した「舗装工事」で、平成 23 年度・平成 24 年度にしゅん功した工事の工事成績評定点の平均点 | 「舗装工事」の工事成績評定点<br>優：80 点以上<br>良：75 点以上～80 点未満<br>可：75 点未満又は実績無し   |
| ②表彰<br>NEXCO3 会社が発注した「舗装工事」で、平成 23 年度以降にしゅん功した工事の優良工事表彰の有無            | 「舗装工事」の表彰実績<br>優：会長・社長・支社長表彰<br>良：安全協議会・事務所長表彰等の上記以外の表彰<br>可：表彰無し |
| ③企業体制   | ISO9001、ISO14001 の認証状況について評価                                      |

|   |   |
|---|---|
| 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況  | 優：ISO9001、ISO14001 の両方を認証取得済<br>良：ISO9001、ISO14001 のいずれかを認証取得済<br>可：未取得 |
| ④災害時の協力体制<br>災害応援協定又は NEXCO 中日本が発注した平成 20 年度以降の災害復旧工事に伴う表彰の有無<br>(災害応援協定については、東京都内に所在地をおく NEXCO 中日本の保全・サービスセンター (HSC) との協定を有効とする。)<br>「該当 HSC 等」<br>八王子 HSC | 災害応援協定又は災害復旧工事に伴う表彰の実績の有無<br>有：協定又は表彰実績有り<br>無：協定及び表彰実績無し               |

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

イ) 配置予定技術者の評価について

| 評価項目   | 評価指標  |
|--|---|
| ⑤工事成績<br>NEXCO3 会社が発注した「舗装工事」で、現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった平成 23 年度・平成 24 年度にしゅん功した工事の工事成績評定点の平均点 | 「舗装工事」の工事成績評定点<br>優：80 点以上<br>良：75 点以上～80 点未満<br>可：75 点未満又は実績無し   |
| ⑥技術者の施工実績 i<br>平成 15 年度以降における現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった工事の施工実績                                  | 遮音壁（遮音板又は吸音板の設置高さ 2m 以上の遮音壁）の施工実績<br>優：設計延長 1,400m 以上の施工実績<br>良：設計延長 1,400m 未満、700m 以上の施工実績<br>可：上記実績無し |
| ⑦技術者の施工実績 ii<br>平成 15 年度以降における現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった工事の施工実績                                 | 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者として携わった舗装工事の施工実績<br>有：実績有り<br>無：実績無し   |
| ⑧技術者の保有資格<br>現場代理人又は主任（監理）技術者の有する資格  | 保有資格の有無<br>有：一級舗装施工管理技術者の資格を保有<br>無：一級舗装施工監理技術者の資格無し  |

- ・配置予定技術者が複数ある場合は、各配置予定技術者の評価の合計点が最低評価となる者で評価する。ただし、入札参加申請書に記載されている全ての配置予定技術者が、本工事に従事することが確定できる場合に限り、全ての者の中で最高の評価を採用し、点数を付与する。
- ・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。
- ・NEXCO 以外の施工実績は、国、地方公共団体、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人であること。

ウ) 簡易な施工計画の評価について

社会的要請に関する事項の特別な安全対策を評価項目とし、評価項目を達成するため、「安全対策」を評価指標とする。

①評価項目内容

技術提案は、2 提案以内とし、3 提案以上の場合には不採用とする。技術提案が 1 提案もない場合は、標準案での施工も可とする。なお、技術提案の枚数は、説明図面及び写真等を含み全体で A4 版片面 2 枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不採用とする。

- i) 特別な安全対策「安全対策」

第三者及び、現場従事者に対する効果的な安全対策及び管理体制について、期待できる効果を含めて記述する。

※技術提案の実施において第三者と協議が必要な提案については採用しない。

※交通保安員の追加配置についての技術提案は採用しない。

②評価項目の評価基準

- i) 優：技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。
- ii) 良：技術提案が適切であり、工夫がみられる。
- iii) 可：技術提案が適切であるが、標準的である。
- iv) 不可（不採用）：技術提案が求めた内容に合致していない。若しくは、提案内容が不適切である。

(3) 評価点の付与方法

ア) 企業の評価について【判定方式】

| 評価項目      | 判定 | 項目別配点 | 総合評価点算出用 ( $\alpha : 0.1$ ) |
|-----------|----|-------|-----------------------------|
| ①工事成績     | 優  | 10    | 1                           |
|           | 良  | 5     | 0.5                         |
|           | 可  | 0     | 0                           |
| ②表彰       | 優  | 10    | 1                           |
|           | 良  | 5     | 0.5                         |
|           | 可  | 0     | 0                           |
| ③企業体制     | 優  | 10    | 1                           |
|           | 良  | 5     | 0.5                         |
|           | 可  | 0     | 0                           |
| ④災害時の協力体制 | 有  | 10    | 1                           |
|           | 無  | 0     | 0                           |

イ) 配置予定技術者の評価について【判定方式】

| 評価項目         | 判定 | 項目別配点 | 総合評価点算出用 ( $\alpha : 0.1$ ) |
|--------------|----|-------|-----------------------------|
| ⑤工事成績        | 優  | 10    | 1                           |
|              | 良  | 5     | 0.5                         |
|              | 可  | 0     | 0                           |
| ⑥技術者の施工実績 i  | 優  | 10    | 1                           |
|              | 良  | 5     | 0.5                         |
|              | 可  | 0     | 0                           |
| ⑦技術者の施工実績 ii | 有  | 10    | 1                           |
|              | 無  | 0     | 0                           |
| ⑧技術者の保有資格    | 有  | 10    | 1                           |
|              | 無  | 0     | 0                           |

ウ) 簡易な施工計画の評価について【判定方式】

| 評価項目  | 項目別配点 |    |       |
|-------|-------|----|-------|
|       | 優     | 良  | 可又は不可 |
| ⑥安全対策 | 20    | 10 | 0     |

・評価点の付与方法は、評価者が評価基準（優／良／可）に基づき判定した上記の項目別配点

の平均点で評価し付与し、項目別配点（技術評価点）に 0.1 を乗じた値を総合評価点算出用に用いる。

#### (4) 落札者の決定方法

技術資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数  $\alpha$  を乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格による価格評価点に 0.5 を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点：(技術評価点  $\times \alpha$ ) + (価格評価点  $\times 0.5$ )

$\alpha$  の値は「0.1」とする。

② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点 100 点）

③ 価格評価点：0  $(0 \leq P < 0.5L)$

$((P/L \times 100) - 50) / (X/L - 0.5)$   $(0.5L \leq P < S)$

$100 - 200 (P/L - X/L)$   $(S \leq P \leq 1.0L)$

ここに、P：入札書に記載の価格（入札価格）

L：契約制限価格

X：調査基準価格以上の最低入札価格

S：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、X/L を S/L とする。

(5) 3 (4) において、総合評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

#### (6) 配置技術者に関する事項

技術資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を 5 点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

#### (7) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を 5 点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

#### (8) 技術提案にあたっての留意事項

技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不採用とする。

### 4 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒105-6011 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー11F

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 契約チーム

電話 03-5776-5600（代表）

#### (2) 技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表等（以下「設計図書等」という。）を交付する。

① 交付期間：平成26年3月17日（月）から平成26年4月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

② 交付場所：4 (1) に同じ。

③ 交付方法：設計図書等はCD-Rにより無料で交付する。なお、下記メールアドレスに申請することにより設計図書等（CD-R）を着払いにて郵送する。

メールアドレス：[tokyo.cd@c-nexco.co.jp](mailto:tokyo.cd@c-nexco.co.jp)

④ 郵送による交付方法：会社名、住所、代表者名、担当者名、連絡先（TEL/FAX/E-mail）を記入し、4 (2) ③に郵送申請すること。

※件名は「図書交付希望（相模原IC舗装工事）」とすること。

#### (3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

入札参加希望者は、技術資料及び総合評価資料を添付した競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料及び総合評価資料は技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

①提出期間：平成26年3月17日（月）から平成26年4月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計2MBを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、4（3）①の期間に、4（1）に郵送すること。（書留郵便に限る）

(4) 開札（入札執行）の日時及び場所

①入札書の提出期間

(ア) 電子入札による入札

平成26年5月13日（火）から平成26年5月15日（木）の午前10時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 郵送による入札（紙入札参加の届出を行った場合。）

平成26年5月15日（木）の午後4時までに4（1）に郵送すること（書留郵便に限る）

②開札日時：平成26年5月16日（金）午前10時00分

③開札場所：中日本高速道路株式会社 東京支社 7階 入札室

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

(5) 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(6) 契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする、詳細は特記仕様書等による。

(7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

- (8) 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照。）。
- (9) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
- (10) 提出された申請書等は、原則として返却しない。
- (11) 手続における交渉の有無 無
- (12) 契約書作成の要否 要
- (13) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無 無
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、4（1）に同じ。
- (15) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も4（3）により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (16) 詳細は技術資料作成要領による。

以 上